

○サークル部長・顧問等に関する要綱

制定 昭和44年5月20日

改正 昭和61年4月1日

令和7年3月27日

(推薦・委嘱)

第1条 サークルの部長又は顧問は、本学に勤務する専任の教職員の中から希望する人をサークルが推薦し、学長がこれを委嘱する。

(任務)

第2条 サークルの部長又は顧問の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学生の自主性を尊重しつつ、教育的観点からの指導及び助言をすること。
- (2) サークルの活動状況及び会計管理状況を確認すること。
- (3) 活動時における安全面への配慮や事故防止及びマナー等の注意喚起及び助言をすること。
- (4) 提出書類の内容確認及び提出書類への記名押印をすること。
- (5) 事件事故等が発生した場合、大学と連携し、問題解決のための対応に協力すること。

2 必要がある場合、部長又は顧問を補佐する副部長又は副顧問等を置くことができる。

(監督・コーチ等)

第3条 サークルは部長又は顧問とは別に、必要に応じて監督及びコーチ等の指導者を置くことができる。

2 監督又はコーチ等は、当該サークルの技術的観点からの指導及び助言を行い、課外活動の充実並びに向上を図ることを役割とする。

3 サークルの指導にあたっては、学内諸規程、各種法令等の社会的規範を遵守し、安全に配慮して行わなければならない。

(兼務の禁止)

第4条 スポーツ推薦選抜適用サークル並びにこれに準じる助成金等の対象サークルの部長又は顧問は、2サークル以上の部長、顧問を兼務することはできない。

(任期)

第5条 サークルの部長、顧問及び副部長、副顧問等の任期は当該年度限りとし、再任を妨げない。

2 任期途中においてその任を交代する場合には、前任者の残任期間を任期とし、委嘱・承認については第1条の定めによる。

3 サークルの部長又は顧問が任期満了又は辞任によって退任する場合は、あらたに後任が委嘱されるまでは、その任にとどまるものとする。

(辞任)

第6条 相当の事由があるときは、任期中といえども辞任することができる。

(事務所管)

第7条 この要綱に関する事務所管は、学生支援センター学生課とする。

(改廃)

第8条 この要綱の改廃は、サークル活動分科会、学生支援委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 この要綱は、昭和44年5月20日から施行する。
- 2 サークル部長に関する細則（昭和42年3月28日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。